

衆議院内閣委員会厚生労働委員会連合審査会ニュース

【第204回国会】令和3年2月1日（月）、第1回の連合審査会が開かれました。

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

- ・田村厚生労働大臣、西村国務大臣、坂井内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）菅原一秀君（自民）、富岡勉君（自民）、伊佐進一君（公明）、後藤祐一君（立民）、中島克仁君（立民）、宮本徹君（共産）、青山雅幸君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

菅原一秀君（自民）

- （1） 徹底した入国管理策を実施する必要性
- （2） 新型インフルエンザ等対策特別措置法第63条に補償のための財源を確保することを明確に盛り込む必要性
- （3） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第19条の入院勧告及び入院措置の実効性担保のための方策
- （4） 入院や宿泊療養を拒否した場合に罰則が科される基準を明確に示す必要性
- （5） 医療機関に対する減収補填及び追加支援の必要性

富岡勉君（自民）

- （1） 今回の緊急事態宣言の効果についての評価及び今後の対応方針
- （2） 再度の感染拡大を防ぐために必要な緊急事態宣言の延長期間についての政府の考え

伊佐進一君（公明）

- （1） 医療機関への協力要請を丁寧に進める必要性
- （2） 積極的疫学調査と応じない場合の罰則を個人情報、プライバシー及び思想良心の自由の侵害とならないものとする必要性
- （3） これまでの反省を踏まえた国及び地方自治体間の情報連携の変更点
- （4） 感染症法と検疫法の罰則が不均衡となることによる実効性確保の懸念

後藤祐一君（立民）

- （1） 緊急事態宣言下において自民党の国会議員及び副大臣が銀座のクラブに滞在していた問題
ア 当該報道に関する事実関係の確認
イ 国民に対して外出自粛要請をしている側の政府の者や国会議員が自粛をしていないことについての西村国務大臣の見解
- （2） 著しい人権侵害が行われないよう感染症法の過去の改正経緯を踏まえて過料の適用について慎重な運用を行う必要性
- （3） 附帯決議案の十二に明記されている、感染症に関連する不当な差別的取扱い等を行ってはならない旨を西村国務大臣から明確に答弁する必要性
- （4） 緊急事態宣言が延長される場合の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードの開催の方向性
- （5） 1月15日の厚生科学審議会感染症部会における感染症法・検疫法の見直しについての意見の取りまとめ

- ア 脇田部会長に示された取りまとめシナリオについて賛成意見が多い場合、反対意見が多い場合及び修正意見が多い場合における記述の違いについての確認
- イ 脇田部会長が反対意見及び修正意見が多いと判断したかの確認
- ウ 反対意見及び修正意見が多いのではないかと指摘に対する田村厚生労働大臣の見解
- エ 改正後の運用に慎重さを求めるという趣旨か、法案そのものに慎重な趣旨か明確でない意見を賛成意見とみなしているかについての確認
- (6) 入院拒否等における過料の適用について、具体的な適用事例、病床が逼迫している状況での適用の有無、正当な理由がある具体的ケース及び正当な理由の判断権者についての確認
- (7) 感染症法第 19 条第 3 項に基づく入院措置が義務であるかについての確認及び過料を支払えば入院が免除されるかについての確認
- (8) 積極的疫学調査の拒否等に対する過料の適用を慎重に行うこと及び保健所が逼迫している状況においては過料の前提としての命令を出せないことの確認
- (9) まん延防止等重点措置の要件
 - ア 新型コロナウイルス感染症対策分科会「ステージⅢで講ずべき施策の提案」を踏まえ、ステージⅢでまん延防止等重点措置がとられる場合に飲食店への休業要請が可能かどうかの確認
 - イ ステージⅢで取り組むべき事項を見直す必要性及び緊急事態宣言の延長の際に栃木県が対象から外れた場合にまん延防止等重点措置を実施すべき区域となるかの確認

中島克仁君（立民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応
 - ア 諸外国に比べて感染者数がそれほど多くなく、病床数は多いにもかかわらず医療崩壊の危機にさらされている理由
 - イ 平時における医療提供体制の課題がコロナ禍で浮き彫りになったとの現状認識に対する厚生労働大臣の見解
- (2) 地域医療構想
 - ア 2019 年に策定された地域医療構想を白紙撤回し、公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針を見直す予定の有無
 - イ 地域医療構想について見直しの検討ではなく見直すことを明言する必要性
- (3) 感染症法
 - ア 医療機関が新型コロナウイルス感染症への対応に積極的に協力している現状認識及び感染症のまん延防止措置等への協力の勧告を拒んだ場合に医療機関名を公表する法改正の妥当性
 - イ 医療機関が都道府県知事等からの患者の受入れ等の協力要請に応じない具体的事例
 - ウ 宿泊療養施設の稼働率が上がらない理由
 - エ パルスオキシメーターの全ての自宅療養者への配付、都道府県等と開業医との情報共有、電話・オンライン診療の診療報酬への位置付け、保健所の体制強化並びに財政的支援等の必要性
- (4) 新型コロナウイルスワクチン
 - ア 米国ファイザー社のワクチンに対する医薬品医療機器総合機構（PMDA）における審査報告書の公表予定日
 - イ 薬事・食品衛生審議会に付議された段階でPMDAの審査報告書を公表する必要性
 - ウ PMDAの審査報告書の公表前に医療従事者に対するワクチン接種が開始する可能性
 - エ 2月下旬に先行接種予定の医療従事者等に対する接種後のモニタリング体制の確保策

宮本徹君（共産）

- (1) 積極的疫学調査を拒否等した場合の罰則

- ア 罰則適用をおそれて検査数が減り新型コロナウイルス感染症の感染のコントロールが難しくなる
との懸念
 - イ 罰則は自責の念にかられている感染者を追い詰めてしまうという懸念
 - ウ 過料徴収のプレッシャーが保健所にかからないようにするための方策
 - エ メディア関係の感染者が取材源の秘匿のために接触者を明かさなかった場合に過料の対象となる
かの確認
 - オ 感染者が迷惑をかけることをおそれて接触者を明かさなかった場合に過料の対象となるかの確認
- (2) 入院措置の対象となった感染者が入院を拒否した場合等の罰則適用に際し感染力の有無を調べるか
の確認

青山雅幸君（維新）

- (1) 感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置付け
- ア 「新型インフルエンザ等感染症」に位置付ける理由とメリット
 - イ 指定感染症の指定の期限が令和4年1月31日まで延長されているにもかかわらず位置付けの変
更を行う理由
- (2) 新型コロナウイルスのゲノム解析の今後の具体的方向性
- (3) 厚生労働省内に専門チームを作り諸外国の新型コロナウイルス感染症についての情報の収集及び分
析を行う必要性
- (4) 新型コロナウイルス感染症の自宅療養等における「放置死」を防ぐための方策